目

次

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)(抄)・・・・・・・・・・・・・	農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)(抄)・・・・・・	登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号)(抄) ・・・・・・・・・・・・	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五
•	•	+1	•	年
•	•	少	•	<b>冶</b> 律
•	•	•	•	第
•	•		•	七十
•	•	•	•	拞
•	•	•		号)
•	•	•	•	
•	•	•	•	(抄)
•	•	•	•	٣
•	•	•	•	•
			:	•
•	•	•		•
•	•	•	•	•
:	•	:	•	:
•	•	•	•	•
•		•	•	•
•	•	:	•	•
•	•		•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•		•	•
•	•	•	•	•
•	•	•	•	•
•	•	•		1
•	•	•	: 29	•
31	31	29	29	1

五四三二一

◎絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) (抄)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 個体等の取扱いに関する規制

2.1章 一個体等の耳指いいほうできます。

第一節 個体等の所有者の義務等(第七条・第八条)

第二節

(三節) 国際希少野生動植物種の個体等の登録等(第二十条—第二十九条)

個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止(第九条―第十九条)

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款 特定国内種事業の規制(第三十条—第三十三条)

第二款 特定国際種事業の規制 (第三十三条の二―第三十三条の五)

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等(第三十三条の六―第三十三条の十五)

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等(第三十四条・第三十五条)

第二節 生息地等保護区 (第三十六条—第四十四条)

第四章 保護增殖事業 (第四十五条—第四十八条)

第五章 雜則 (第四十九条—第五十七条)

第六章 罰則 (第五十七条の二―第六十六条)

附則

(責務)

るものとする。

第二条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実を図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施す 国は、 野生動植物の種 (亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。) が置かれている状況を常に把握し、

2 略

ない。

3 国民は、 前 「項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければなら

#### (定義等)

第四条 その種の個体の数が著しく減少しつつあること、 この法律において「絶滅のおそれ」とは、 野生動植物の種について、 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと その種の個体の生息又は生育

の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

- 2 \( \) 略
- 5 ものをいう。 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、 次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、 政令で定める
- <u>.</u> (略)
- 6 環境大臣は 前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、 中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 -

# (希少野生動植物種保存基本方針

第六条 ものとする。 環境大臣は、 中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求める

- 2 前項の基本方針 (以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。) は、 次に掲げる事項について定めるものとする。
- <u>•</u> (略)

項

づく種の保存の 並びにこれらの加工品 希少野生動植 ための措置を講ずる必要があり、 !物種の. 個体 (種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。 (卵及び種子であって政令で定めるものを含む。 かつ、 種を容易に識別することができるものであって、 以下同じ。)及びその器官 以下同じ。)の取扱いに関する基本的な事 政令で定めるものに限る。 (譲渡し等に係る規制等のこの法律に基 以下同じ。

四 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

五. 保護増殖事業 (国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、 その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための

事業をいう。第四章において同じ。)に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるものの ほか、 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

3·4 (略)

5 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、 希少野生動植物種保存基本方

針と調和するものでなければならない。

(捕獲等の禁止)

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種 (以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。) の生きている

個体は、 捕 獲、 採取、 殺傷又は損傷 (以下「捕獲等」という。) をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 (略)

生計の維持のため特に必要があり、 かつ、 種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合

三 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、 環境大

臣の許可を受けなければならない。

2·3 (略)

4 環境大臣は、 第 項の許可をする場合において、 次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、 その必要の限度におい

て、その許可に条件を付することができる。

(略)

第三十条第 項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等について

0 許可 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

- 5~9 (略)
- 10 獲等についての第一項の許可をし、 環境大臣は、 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の 又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、 あらかじめ農林水産大臣に協議しなければな 捕

# (捕獲等許可者に対する措置命令等)

らない。

第十一条 おいて、 次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、 環境大臣は、 前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、 又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合に 飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきこと

を命ずることができる。

- 一 (略)
- とき。 の前条第一項の許可を受けた者 第三十条第一 項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等について 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認める
- 2 て、 環境大臣は、 次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、 前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合におい その許可を取り消すことができる。
- (略)
- 前項第二号に掲げる者 特定国内希少野生動植物種の個体の繁殖を促進して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めると
- め農林水産大臣に協議しなければならない。

3

環境大臣は、

第

項第二号に掲げる者に対し、

同項の規定による命令をし、

又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、

あらかじ

き。

## (譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動 植物種の 個体等は、 譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り (以 下 「譲渡し等」という。) をしてはならない。 た

だし、

次に掲げる場合は、

この限りでない。

- (略)
- 一 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする場合
- 三 原材料器官等」という。)並びにこれらの加工品のうち、 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの その形態、 大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて (以 下

政令で定める要件に該当するもの (以 下 「特定器官等」という。 の譲渡し等をする場合

兀 をする場合 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加 工品 譲渡し等

五. 係る原材料器官等の 第二十条第一 項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の 譲渡し等をする場合 事前 登録 済証に

- 七 六 前各号に掲げるもののほか、 希少野生動植物種の 個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合 希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合
- 2 環境大臣は 前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、 農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の許可)

第十三条 ら第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の 個体等の譲渡し等をしようとする者 は、 環境大臣の許可を受けなければならない。 (前条第一項第二号か

2~4 (略)

(譲渡し等許可者に対する措置命令)

第十四条 する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、 環境大臣は、 前条第一 項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、 希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、 又は前条第四項において準 飼養栽培施設 甪

の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

## (輸出入の禁止)

第十五条 国際的に協力して学術研究をする目的でするものその他の特に必要なものであること、 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、 輸出し、又は輸入してはならない。 国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼ ただし、その輸出又は輸入が

この限りでない。

2 法律第二百二十八号) 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出 第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、 輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。 又は輸入しようとする者は、 外国為替及び外国貿易法 (昭 和二十四

さないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、

# (違法輸入者に対する措置命令等)

第十六条 その保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。 外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、 経済産業大臣は、 外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動 輸出国内又は原産国 が植物 種以 丙 0

2 保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。 項の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、 物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一 環境大臣及び経済産業大臣は、 外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植 必要があると認めるときは、 その者に対し、 輸出国内又は原産国内のその

3 (略)

# (陳列又は広告の禁止)

第十七条 個体等、 一十条第 希少 特定器官等、 項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証 、野生動植物種の個体等は、 第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの 販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物 加 工品、 に係る原 種 第

材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、 この限り

でない。

# (報告徴収及び立入検査)

第十九条 列若しくは広告に係る施設に立ち入り、 の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 希少野生動植物種の個体等、 又はその職員に、 飼養栽培施設、 希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等 それぞれ当該各号に規定する者に対し、 書類その他の物件を検査させ、 若しくは関係者に質問させる 希少野生動植物種 の個体等 輸入、 陳

#### 一 (略)

ことができる。

環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

三 経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

### 2 · 3 (略)

## (個体等の登録)

第二十条 政令で定めるもの 体等について環境大臣の登録を受けることができる。 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で (以下この章において「登録要件」という。) に該当するもの (特定器官等を除く。) の正当な権原に基づく占有者は、 その 個

2 前項の登録(次条第一 項及び第二項並びに第二十三条第一 項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。

を受けようとする者は、 環境省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない

### √ 三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

#### 3 (略)

4 前 項の 登録票 (以下この節において「登録票」という。) には、 第二項第三号イからニまでに掲げる区分ごとに環境省令で定める様式に従い

、次に掲げる事項を記載するものとする。

## 一·二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

- 5 は、 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録に係る第二項第三号に掲げる事項に変更を生じたとき 環境省令で定めるところにより、 当該登録に係る登録票を環境大臣に提出して、 変更登録を受けることができる。
- 6 環境大臣は、 前項の変更登録をしたときは、 その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。
- 7 きは、 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、その登録票に係る第四項第二号に掲げる事項に変更を生じたと 環境省令で定めるところにより、 当該登録票を環境大臣に提出して、登録票の書換交付を受けることができる。
- 8 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、 登録票でその個体等に係るものを亡失し、 又は登録票が滅失し
- 9 たときは、 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、 環境省令で定めるところにより、 環境大臣に申請をして、 登録票の再交付を受けることができる。 第二項第一号に掲げる事項に変更を生じたときは、 当該変更が
- 10 第十二条第二項の規定は、 第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

生じた日から起算して三十日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

# (原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 者は、あらかじめ、 て環境大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 一年間につき政令で定める数以上の登録要件に該当する原材料器官等 その譲渡し又は引渡しをしようとする原材料器官等の種別、 数、 (特定器官等を除く。) の譲渡し又は引渡しをしようとする 予定する入手先その他の事項で環境省令で定めるものについ

#### ·二 (略)

- 2 るところにより、 前項の登録 (以下この節、 環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。 第五十八条第三号及び第五十九条第二号において「事前登録」という。)を受けようとする者は、 環境省令で定め
- 3 (略)
- 4 前条第十項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

# (事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 登録済証」という。)に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。 るところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条第三項の事前登録済証(以下この節及び第五十九条第二号において「事前 事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、環境省令で定め ただし、 事前登録を受けた日から起算して

### 2~7 (略)

年を経過した日以後においては、その記載をしてはならない。

# (登録個体等及び登録票等の管理等)

第二十一条 請に係る処分があるまでの間は、その個体等に係る登録票の写しを備え付けておくことをもって足りる。 陳列をするときは、 )を備え付けておかなければならない。 登録又は事前登録 その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証 (以下この章において「登録等」という。) に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で ただし、 第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付の申請をしたときは、 (以下この章において「登録票等」とい その申

2 5

(略

# (登録票等の返納等)

第二十二条 日から起算して、 登録票等 登録票にあっては三十日、事前登録済証にあっては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。 (第三号に掲げる場合にあっては、回復した登録票) は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その

#### (略)

- 登録に係る第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合 (同条第五項の変更登録の申請をした場合を除く。)
- 三 第二十条第八項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2

場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する 第二十条第八項の規定は、 盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによって前項第一号に掲げる

#### (登録機関)

第二十三条 同じ。)に規定する環境大臣の事務(以下「登録関係事務」という。)のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで(第二十条の三第四項から第七項までを除く。 第七項におい 環境大臣の登録を . て

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

受けた者(以下「登録機関」という。)があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。
- 者であること。 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない
- 第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

- の機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。 環境大臣は、 機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、 そ
- が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であって、 次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、 その人数

イ・ロ (略)

#### 二 (略)

5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

### √三 (略)

- 6 環境大臣は、 機関登録をしたときは、 機関登録に係る個体等に関する登録関係事務を行わないものとする。
- 登録機関がその登録関係事務を行う場合における第二十条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、

登録機関」とする。

7

# (登録機関の遵守事項等)

- 第二十四 ければならな 条 登録機関は 登録関係事務を実施することを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、 遅滞なく、 登録関係事務を実施しな
- 2 登録機関は、 公正に、 かつ、 環境省令で定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。
- 3 登録機関は、 登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、 変更しようとする日の二週間前までに、 環境大臣に届け出
- なければならない。
- 4 登録機関は、 その登録関係事務の開始前に、 環境省令で定めるところにより、 その登録関係事務の実施に関する規程を定め、 環境大臣
- を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 による情報処理の用に供されるものをいう。 成に代えて電磁的記録 登録機関は、 毎事業年度経過後三月以内に、 (電子的方式、 磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 以下同じ。) その事業年度の財産目録、 の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書 以下 「財務諸表等」という。 電子計算機 (その作
- )を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。
- 又は第四号の請求をするには、 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、 登録機関の定めた費用を支払わなければならない。 登録機関の業務時間内は、 いつでも、 次に掲げる請求をすることができる。ただし、 第二号
- 一~四 (略)

ない。

6

- 7 登録機関は、 環境省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、 これを保存しなければなら
- 8 登録機関は、 環境大臣の許可を受けなければ、 その登録関係事務の全部又は一部を休止し、 又は廃止してはならない。
- 9 に対し登録関係事務の全部若しくは一 施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、 環境大臣は 登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により登録機関 部の停止を命じたとき、 又は登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。 部を実
- 10 しくは 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一 部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における登録関係事務の引継 部を自ら行う場合、 登録機関が第八項の許可を受けてその登録関係事務の全部若

ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

# (秘密保持義務等)

第二十五条 登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する登録機関の役員又は職員は、 刑法 (明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、 法令により公務に

従事する職員とみなす。

# (登録機関に対する適合命令等)

環境大臣は、 登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、 その登録機関に対し、 これらの規定

に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、 登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、 その登録機関に対し、 登録関係事務を実施すべ

きこと又は登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 とができる。 環境大臣は、 第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずるこ

環境大臣は、 登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

4

5 部の停止を命ずることができる。 環境大臣は 登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、 又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは

一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

一 第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき

三 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第二十七条 登録機関の事務所に立ち入り、 環境大臣は、 この節の規定の施行に必要な限度において、 登録機関の帳簿、 書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、 又はその職員に、

2 · 3 (略)

(登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条 この場合において、 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。 環境大臣は、 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、 第四十六条第一項及び第二項、

第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

(公示)

第二十八条の二 環境大臣は、 次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一·二 (略)

三 第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。

兀 全部若しくは一部を行わないこととするとき。 第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の

第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、 又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じた

(手数料)

五.

とき。

第二十九条 なければならない。 次に掲げる者は、 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国 (登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、 登録機関) に納め

(略)

第二十条第五項の変更登録又は同条第七項の登録票の書換交付を受けようとする者

#### 三(略)

2

前項の規定により登録機関に納められた手数料は、登録機関の収入とする。

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

# (特定国内種事業の届出)

第三十条 業」という。)を行おうとする者 特定国内希少野生動植物 種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業(以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事 (次項に規定する者を除く。 ) は、 あらかじめ、 次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければ

ならない。

#### 一 (略)

特定国内希少野生動 .植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定国内希少野生動植物種

#### 四 (略)

#### 2 (略)

3

5 4

第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定国内種事業を廃止したときは、 その日から起算して

三十日を経過する日までの間に、 その旨を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、 環境省令、農林水産省令で定める。

三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、 前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、 前項中 「環境省令、 農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大

# (特定国内種事業を行う者の遵守事項)

臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第三十一条 前条第 項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、 その特定国内種事業に関し特定国内希少野 生動 植物 種 0 個体等の 譲

受け又は引取りをするときは、 を確認するとともに、 次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。 その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の 氏名

### 一~三 (略)

- 2 は聴取した事項その他特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、 環境省令、農林水産省令で定めるところにより、 前項の規定により確認 じ 又
- 3 林 水産省令」とあるのは、 前 一項の規定は、 前条第一 「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。 一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、 前項中 「環境省令、 農

# (特定国内種事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違

2 規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。 環境大臣及び農林水産大臣は、 第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特

定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を

3 産大臣」とあるのは 定めて、 前 一項の規定は、 その特定国内種事業に係る特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 第三十条第一 「特定国内種関係大臣」と、 一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。 第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第 この場合において、 前二項中

# 第二款 特定国際種事業の規制

一項」と読み替えるものとする。

# (特定国際種事業の届出)

第三十三条の二 で定める要件に該当するものの 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、 譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業 (以下この章及び第六十二条第一号において 大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令 「特定国際種事業」という。 を

行おうとする者は、 あらかじめ、 次に掲げる事項を、 環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣 (以下この章において 「特定国際

種関係大臣」という。)に届け出なければならない。

### 一~四 (略)

# (特定国際種事業を行う者の遵守事項)

第三十三条の三 その特定器官等に第三十三条の六第一 は、 その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、 項の管理票が付されていない場合にあっては、 その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするとき その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取.

により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、 前 条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、 及びこれを保存しなければならない。 前 項の規定

なければならない。

# 、特定国際種事業を行う者に対する指示等

第三十三条の四 守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。 場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前条の規定に違反した 同条の規定が遵

期間を定めて、 その特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる 第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前項の指示に違反した場合におい その者に対し、 三月を超えない範囲内で

#### (準用)

2

第三十三条の五 よる届出について、 第三十条第三項の規定は第三十三条の二の規定による届出をした者について、 第三十三条第 項、 第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。 第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定に この場合において、 第三十条第三項中 特

省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは 定国内種事業」とあるのは と読み替えるものとする。 「特定国際種事業」と、 「農林水産大臣」とあるのは 「特定国際種関係大臣」と、 同条第四項中 「特定国際種関係大臣 「環境省令、 農林水産

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

# (管理票の作成及び取扱い)

第三十三条の六 場合には、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、 第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する 特定器官等(次条第一項の製品の原材料となるものに限る。

の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成することができる。

をする場合 その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、 又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡し

一 その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡し をする場合

譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及

び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

前二号に掲げるもののほか、

2

4

前 項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3 項の管理票の譲渡し又は引渡しは、 その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定によ 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、 又は虚偽の事

(適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定)

管理票を作成することを禁止することができる。

第三十三条の七 ができる。 ものを除く。 の製造者の申請に基づき、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすること 原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品 (登録等を受けることができる

- 2 前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。
- 申請者が、 その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、 又は

#### 二 (略)

及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

引き取った者である場合

- 前二号に掲げるもののほか、 その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣
- 3 の申請をした者に対し、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。 第一 項の認定をしたときは、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、 そ

#### 4 (略)

5

前各項に定めるもののほか、 第一 項の認定及び第三項の標章に関し必要な事項は、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

#### (認定機関)

- 第三十三条の八 認定機関」という。) 境大臣及び特定国際種関係大臣の事務 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 があるときは、 その認定機関に行わせるものとする。 (以下「認定関係事務」という。) について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者 (以下「 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、 前条に規定する環
- 2 前項の登録 (以下この節において「機関登録」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。
- 者であること。 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、 その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない
- 第三十三条の十一第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、 その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

- 三 法人であって、 その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。
- 4 適合しているときは、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 その機関登録をしなければならない。この場合において、 機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも 機関登録に関して必要な手続は、 環境大臣及び特定国際種関係大

#### 一 (略)

臣の発する命令で定める。

- 二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、 特定国際種事業 (前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。 口
- を行う者がその親法人であること。
- 口 機関登録申請者の役員又は職員のうちに、 特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者 (過去二年間にその特定国際種事業を行う者の
- 役員又は職員であった者を含む。)があること。
- 5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

## 一•二 (略)

6

「認定機関は」とする。

- 三 前二号に掲げるもの 0) ほか、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項
- 認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、 同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは

# (認定機関の遵守事項)

- 第三十三条の九 認定機関は、 認定関係事務を実施することを求められたときは、 正当な理由がある場合を除き、 遅滞なく、 認定関係事務を実施
- しなければならない。
- 2 認定機関は、 公正に、 かつ、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。
- 3 国際種関係大臣に届け出なければならない。 認定機関は、 認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、 環境大臣及び特定
- 認定機関は その認定関係事務の開始前に、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、 その認定関係事務の実施

4

に関する規程を定め、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 同様とする。

- 5 (略)
- 6 できる。ただし、 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、 第二号又は第四号の請求をするには、 認定機関の定めた費用を支払わなければならない。 認定機関の業務時間内は、 いつでも、 次に掲げる請求をすることが
- ·二 (略)
- 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令
- で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 兀 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの
- 請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 7 種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 認定機関は、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、 帳簿を備え、 認定関係事務に関し環境大臣及び特定国 際
- 8 認定機関は、 環境大臣及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、 その認定関係事務の全部又は一部を休止し、 又は廃止してはならない

## (秘密保持義務等)

第三十三条の十 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 2 (略)

# (認定機関に対する適合命令等)

- 第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、
- その認定機関に対し、 これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- 2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、 その認定機関に対
- 3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 第三十三条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、 その規程

を変更すべきことを命ずることができる。

- 4 ければならない。 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、 機関登録を取り消さな
- 5 係事務の全部若しくは 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 部の停止を命ずることができる。 認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、 その機関登録を取り消し、 又は期間を定めて認定関
- 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。
- 二 第三十三条の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。
- 三 正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

### 四・五 (略)

(認定機関がした処分等に係る審査請求)

第三十三条の十二 審査請求をすることができる。この場合において、 条第一項及び第二項、 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、 第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、 認定機関の上級行政庁とみなす。 行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六

#### (公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

#### (略)

- 第三十三条の九第三項の規定による届出があったとき。
- 三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。
- 兀 ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際種関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自
- 五. 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、 又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは 一部の停止を

#### (手数料)

第三十三条の十四 を行う場合にあっては、 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、 認定機関) に納めなければならない。 実費を勘案して政令で定める額の手数料を国 (認定機関が認定関係事務

2 (略)

#### (準用)

第三十三条の十五 準用する。 とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。 この場合において、 第二十三条第六項の規定は機関登録について、 これらの規定中 「環境大臣」とあるのは 第二十四条第九項及び第十項並びに第二十七条の規定は認定関係事務につい 「環境大臣及び特定国際種関係大臣」と、 第二十四条第十項中

## (生息地等保護区)

第三十六条 の保護を図る必要がある区域であって、 保存のため重要と認めるものを、 環境大臣は、 国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にそ 生息地等保護区として指定することができる。 その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物 種

- 2 関する指針を定めてするものとする。 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、 指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に
- 3 を聴かなければならない。 環境大臣は、 指定をしようとするときは、 あらかじめ、 関係行政機関の長に協議するとともに、 中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見
- 4 経過する日までの間、 環境大臣は、 指定をしようとするときは、 指定の区域、 指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案(次項及び第六項において「指定案 あらかじめ、 環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四

という。)を公衆の縦覧に供しなければならない。

- 5 境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。 前 項の規定による公告があったときは、 指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、 同項に規定する期間が経過する日までの間に、 環
- 6 公聴会を開催するものとする 環境大臣は、 指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは
- 7 環境大臣は、 指定をするときは、 その旨並びに指定の区域、 指定に係る国内希少野生動 |植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報で公
- 8 指定は、 前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

示しなければならない。

- 9 ったと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、 環境大臣は、 生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくな 指定を解除しなければならない。
- 10 第三項、 第七項及び第八項の規定は、 前項の規定による指定の解除について準用する。 この場合において、第七項中「その旨並びに指 定 0 区
- 11 域、 の規定による公示」とあるのは 生息地等保護区の区域内 指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」 (次条第四項第八号に掲げる行為については、 「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。 同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内) 第八項中 にお 前 項

#### (管理地区)

ならない。

て同項各号に掲げる行為をする者は、

第二項の指針に留意しつつ、

国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしなければ

第三十七条 環境大臣は、 生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定する

#### 2 (略

ことができる。

3

について準用する。 る指針」 前条第二項から第八項までの規定は第一 とあるのは この場合において、 前項の規定による指定の解除については 同条第七項中「その旨並びに指定の区域、 項の規定による指定について、 「その旨及び解除に係る指定の区域」 同条第三項、 指定に係る国内希少野 第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除 と 同条第八項中 生動植物種 及び指定の区域の保護に関す 前 項の規定による公示」と

کر

あるのは 「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 10 (略)

## (立入制限地区)

第三十八条 環境大臣は、 管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を

、立入制限地区として指定することができる。

2 環境大臣は、 前項の規定による指定をしようとするときは、 その場所の土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。

四十二条第二項において同じ。)の同意を得るとともに、 関係行政機関の長に協議しなければならない。

### 3 · 4 (略)

前

項第三号の許可について準用する。この場合において、

5 第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は

指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、 第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除

第三十六条第七項中「その旨並びに指定の区域、

指定に係る国内希少野生動植物種及び

同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、

前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、

#### (監視地区)

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分(次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。) の区域

内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、 あらかじめ、 環境大臣に環境省令で定める事項を届け出な

ければならない

## 2~5 (略)

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

### ·二 (略)

三 第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為

「第三十八条第五項において準用する

#### (実地調査)

第四十二条 いて、 その職員に、 環境大臣は、 他人の土地に立ち入らせることができる。 第三十六条第一 項、 第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度にお

2~4 (略)

第四章 保護増殖事業

(保護増設

殖事業計

第四十五条 つ効果的な実施に資するため、 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長 中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。 (第三項において「環境大臣等」という。) は、 保護増殖事業の適正か

2~4 (略)

第五章 雑則

(取締りに従事する職員)

第五十条 三十五条、 環境大臣は、 第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。 その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、 第八条、 第十一条第一項、 第十四条、第十八条、 第十九条第一項、 第

2 · 3 (略)

(負担金の徴収方法)

第五十二条 境省令、 経済産業省令で定めるところにより、 環境大臣が第四十条第三項の規定により、 その負担させようとする費用 又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、 (以下この条において「負担金」という。 の額及びその納付期限を 環

定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2~5 (略)

# (国等に関する特例)

第五十四条 第十項、 第三十八条第四項、第三十九条第一項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、 第八条、 第九条、第十二条第一項、 第三十五条、第三十七条第四項及び

2 うとするとき、 第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、 国の機関又は地方公共団体は、 第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、 第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしよ 環境省令で定める場合を除き 又は

、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 (略

### **東六章** 罰則

第五十七条の二 第九条、 これを併科する。 第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、 又は

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十一条第一項、 第十四条、 第十六条第一項若しくは第二項、第十八条又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者

第十七条又は第三十七条第四項の規定に違反した者

項において準用する場合を含む。)の登録票の再交付を受けた者 偽りその他不正の手段により登録、 事前登録、 第二十条第五項の変更登録、 同条第七項の登録票の書換交付又は同条第八項 (第二十二条第二

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### (略)

は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者 事前登録済証に、 事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、 又

第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項 (同条第三項において準用する場合を含む。) 、第三十三条の四第二項又は第三十三

条の六第四項の規定による命令に違反した者

四 第三十八条第四項の規定に違反した者

第六十条 第二十五条第一 項又は第三十三条の十第一 項の規定に違反した者は、 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、 第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定による登録関係事務又は認定関係事務の停止 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 の命令に違反したときは、 その違

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

### ·二 (略)

第二十条第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者

五. 第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十一条、 第二十二条第一項又は第三十条第三項 (同条第五項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。) の規定に違反した者

くは虚偽の報告をし、 第三十三条第一項 (同条第二項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。) に規定する報告をせず、若し 又は第三十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しく

は虚偽の陳述をした者

七

八 偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者

九 第三十三条の七第四項の規定に違反した者

#### 十 (略)

十 第四十二条第四項の規定に違反して、 同条第一項の規定による立入りを拒み、 又は妨げた者

第六十四条 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせ

第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項の許可を受けないで登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。 若しくは虚偽の記載をし、 又は帳簿を保存しなかったとき。

告をし、 第二十七条第一項 又は同項の規定による立入検査を拒み、 (第三十三条の十五において準用する場合を含む。 妨げ、 若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 以下この号において同じ。)に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報

行為をしたときは、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、 行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する 次の各号に掲げる規定の違 反

#### 一(略

第五十八条第 号 (第十八条に係る部分に限る。)、 第二号(第十七条に係る部分に限る。)及び第三号 二千万円以下の罰金刑

第五十八条第一号 (第十八条に係る部分を除く。)及び第二号(第三十七条第四項に係る部分に限る。)、 第五十九条、 第六十二条並びに第

(略)

六十三条

各本条の罰金刑

2

第六十六条 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、 次の各号のいずれかに該当するときは、 その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。 財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、 又は虚

正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

の記載をしたとき。

◎登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(抄)

別表第一 課税範囲、 二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係) 課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第

指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、	課税標準	税率
百五十九 国際希少野生動植物種の個体等に係る登録機関又は認定機関の登録	登録機関又は認定機関の	登録
)の登録号)第二十三条第一項(登録機関の登録存に関する法律(平成四年法律第七十五存に関する法律(平成四年法律第七十五	登 録 件 数	一件につき九万円
認定機関の登録)の登録 一	登 録 件 数	一件につき九万円

#### 登録の 拒 否

第十二条 請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、 び管理に関する基準に適合してい 適合していないと認めるとき、 に係る同項第四号に掲げる事項 健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、 都道府県知事は、 第十条第 同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、 が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に ないと認めるとき、 項 (T) 登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、 若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、 若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 同条第二項の規定による登録 犬猫等健康安全計 その登録を拒否しなけ 画が幼齢の 0 又は申 規模及 犬猫 申 請

### ~ 五.

ばならない。 同じ。 条第 係る部分に限る。 動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。)又は第三項 以下同じ。 以下同じ。 又は第八十六条第 以下同じ。 条第六項 第六十三条第六号に係る部分に限る。 五十七条の二 第六十三条第六号 動 第三十二条第 物の販売を業として営もうとする場合にあつては、 項第五号 若しくは第 略 (譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) 又は第二十七条(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) 又は第二十七条(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。) に係る部分に限る。) (同法第十二条第一 第五十八条第一号 第三十三条第 第八十六条第 (同法第二十条第一 )に係る部分に限る。 一号に係る部分に限る。 号 (同法第二十一条第一 号 (特定外来生物である動物に係る部分に限る。 (同法第十七条(希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。) に係る部分に限る。 号 号 項 (同法第十八条 (同法第二十四条第七項に係る部分に限る。 (同法第八条 項 (希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。 の規定、 (譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。)、 以下同じ。)若しくは第六十五条第一項 項 の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。 (特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 以下同じ。)若しくは第四号(特定外来生物である動物に係る部分に限る (国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに 以下同じ。) (同法第五十七条の二、 第二十三条(加工品又は卵に係る部分を除く。)、第二十六 若しくは第八十八条 (平成十四年法律第八十八号) 第八十四 第五十八条第一号若しくは第二号又は (同法第八十四条第一 (平成四年法律第七十五号) )、第二項 に係る部分に限る。 (平成十六年法律第七十八 に係る部分に限る。 に係る部分に限る。 (国際希少野生 以下同 項 第五 以下同 第

せられ、その執行を終わり、 じ。)若しくは第三十六条 (同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。) の規定により罰金以上の刑に処 又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 (略)

ĺ

2

(略)

◎農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(抄)

(所掌事務)

第四条 農林水産省は、 前条第一 項の任務を達成するため、 次に掲げる事務をつかさどる。

~八十三 (略)

八十四 五号に規定する保護増殖事業をいう。)に関すること。 農林水産業に係る保護増殖事業 (絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号) 第六条第二項第

八十五~八十七(略)

◎行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)(抄)

(執行停止)

第二十五条 (略)

3

2 執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、 必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、 (以下「執行停止」という。) をとることができる。 処分の効力、 処分の

した上、 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、 執行停止をすることができる。ただし、 処分の効力、 処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。 必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、 処分庁の意見を聴取

### 4~7 (略)

# (処分についての審査請求の認容)

第四十六条 の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。 の適用がある場合を除く。)には、 処分 (事実上の行為を除く。 審査庁は、 以下この条及び第四十八条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第三項の規定 裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、 又はこれを変更する。ただし、 審査庁が処分庁

- 2 申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、 当該
- 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- 二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

### 3 · 4 (略)

第四十七 当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし 条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、 審査庁は、 裁決で

審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

処分庁である審査庁 処分庁以外の審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。 当該処分庁に対し、 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、 又はこれを変更すべき旨を命ずること。

# (不作為についての審査請求の裁決)

# 第四十九条 (略)

2 (略)

3

次の各号に掲げる審査庁は、 不作為についての審査請求が理由がある場合には、 当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、 審査庁は、 裁決で、 当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。 当該各号に定める措置をとる。 この場合において、

二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。